

公益財団法人日本バウンドテニス協会
評議員、理事及び監事候補者の選定に関する内規

この内規は、公益財団法人日本バウンドテニス協会(以下「本協会」という。)の評議員、理事及び監事の選定に関する事項について定める。

(評議員の選任)

第1条 本協会は、評議員のうち、20%以上を女性評議員、20%以上を外部評議員とするよう努めるものとする。

(理事の選任)

第2条 本協会は、理事のうち、40%以上を女性理事、25%以上を外部理事とするよう努めるものとする。

- 2 理事は、推薦を受ける時点で理事としての在任期間が連続して10年に達している場合、又は重任に係る任期中に理事としての在任期間が連続して10年に達する場合には、推薦を受けることができない。
- 3 理事のうち、実績等に鑑み、特に中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して会長(代表理事)又は業務執行理事等を務めることが不可欠である特別な事情があると評議員会が評価した場合、前項の「10年」を「14年」に読み替える。
- 4 前3項に掲げる最長期間に達した者については、その後4年間を経過した場合は、再び理事候補者として推薦を受けることができる。

(監事の選任)

第3条 本協会は、監事のうち、50%以上を外部監事とするよう努めるものとする。

- 2 監事は、本協会定款に定める2名または3名の範囲内で、理事会の推薦を受け評議員会が選任する。
- 3 監事は、その専門性を考慮し、性別、年齢および任期に制限を設けない。

(会長の任期)

第4条 会長の任期は、1期2年とし3期(6年)までとする。特別の事情あるときは、1期(2年)延長することができる。延長した任期の満了時、特別の事情があるときは、更に1期(2年)延長することができ、以後同様とする。

(理事・評議員の定年と任期)

第5条 外部理事を除く理事・評議員の就任時における年齢は、75歳未満とする。ただし、改選時まで役員として在任していたものについては、2期4年を限度として再任を妨げない。

(外部評議員、外部理事及び外部監事の定義)

第6条 本規程における外部評議員、外部理事及び外部監事の定義は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律における外部評議員、外部理事及び外部監事の定義によるものとする。

(適用範囲)

第7条 この規程は、本会の加盟団体には適用しない。

以 上

2025年12月15日 改訂
公益財団法人日本バウンドテニス協会